

平成23年度事務事業評価(福祉保健部) 前年度「現状通り継続」以外

NO	部局	担当課所室	事務事業名	事業概要等	H22予算額 (千円)	22年度最終 評価結果	22年度事務事業評価 での指摘事項	22年度指摘事項 に対する対応	23年度指示事項
1	福祉保健部	介護・高齢 福祉課	いこいの家管理費	老人いこいの家、雄和農林漁家 高齢者センターの維持管理経費 および管理運営経費。	59,222	執行方法の 見直し	大規模改修が必要になつた時点で廃止するが、利 用実績を勘案し、いこいの場としての代替案を検 討すること。	・大規模改修が必要になつた時点で廃止する場合、事前公表の時期につ いては慎重に検討する必要がある。 ・継続していく上での課題等を整理し、平成24 年度以降の指定管理期間を含めた今後の方針について検討する。	施設の耐用年数から、廃 止すべき年限の目途を立 てること。
2	福祉保健部	介護・高齢 福祉課	ふれあいプラザ管 理運営委託経費	雄和ふれあいプラザの管理運営 委託経費。	4,531	執行方法の 見直し	【22年度事務事業評価で 部局が自ら提起した改 革・改善案】 利用者が少なく十分に活 用されていないため、有 効な活用方法を模索し、 利用者の増加を図る。次 回指定管理者との協定締 結時には、適切な評価手 法(モニタリング)を取り入れる。	平成23年度指定管理協定 時、新たにモニタリング の条項を盛り込み、今年 度より実施する予定であ る。	現在の指定管理期間中 に、利用者数に改善が見 られない場合は、施設の 廃止を含め抜本的な見直 しを行うこと。
3	福祉保健部	介護・高齢 福祉課	敬老会補助事業	敬老思想の啓発を図り、高齢者 と地域住民とのつながりが持てる よう、市内38地区的社会福祉 協議会が主催する敬老会に助成 する。7月1日現在、秋田市に 住民登録又は外国人登録してい る満75歳以上（当該年度内に満 75歳に達する者を含む）の人数 により助成。	39,203	執行方法の 見直し	高齢者施策については、 エイジフレンドリーシ ティをめざす成長戦略に 重点をシフトし、個人給 付的なサービスは見直し していく方向で代替案を検 討すること。	個人給付的なサービスは 見直していく方向で代替 案を検討する。具体的な 代替案について、敬老会 の実施主体である地区社 会福祉協議会と協議を進 めていく。	次年度以降の敬老会に對 する助成金額は総額4,0 00万円を上限とする。

平成23年度事務事業評価(福祉保健部) 前年度「現状通り継続」以外

NO	部局	担当課所室	事務事業名	事業概要等	H22予算額 (千円)	22年度最終 評価結果	22年度事務事業評価 での指摘事項	22年度指摘事項 に対する対応	23年度指示事項
4	福祉保健部	介護・高齢 福祉課	高齢者バス優遇乗 車助成事業	満70歳以上の高齢者に対し、バス料金の一部を助成することにより、外出を促進し、高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援する。	99,997	執行方法の 見直し	通常のバス回数券と同様に、一割程度のプレミアムを付加することをバス事業者と交渉すること（全体事業費のコストを縮減すること）。	高齢者バス優遇乗車助成事業は9月末で廃止し、10月から70歳以上の高齢者が、市内の路線バスを利用する際、100円で乗車できる高齢者コインバス事業を開始する。	—
5	福祉保健部	介護・高齢 福祉課	高齢者健康づくり センター管理運営 委託経費	河辺高齢者健康づくりセンターの管理運営委託経費。	4,786	執行方法の 見直し	【22年度事務事業評価で 部局が自ら提起した改 革・改善案】 各種研修等では一般市民 も利用でき、現在は使用 料無料の施設であるが、 受益と負担の適正化の観 点から、使用料の徴収に ついて検討していく。次 回指定管理者との協定締 結時には、適切な評価手 法（モニタリング）を取り 入れる。	使用料に関する検討委員 会のスケジュールに沿っ て、使用料徴収の要否を 検討する。	—
6	福祉保健部	介護・高齢 福祉課	老人クラブ補助事 業	秋田市老人クラブ連合会および 単位老人クラブが実施する高齢 者の健康と体力づくりの向上、 社会奉仕活動、地域交流活動事 業等に対し助成し、活動の活性 化を図るとともに、高齢者の生 きがいづくりを支援する。	15,895	執行方法の 見直し	高齢者施策については、 エイジフレンドリーシ ティをめざす成長戦略に 重点をシフトし、個人給 付的なサービスは見直し していく方向で代替案を検 討すること。	単位老人クラブへの補助 対象内容は、教養活動 費・健康活動費・地域活 動費の3つであり、これ により高齢者の介護予防 や清掃・友愛訪問など地 域における貢献活動、世 代間交流活動が促進さ れている。今後も地域お ける老人クラブ活動を支 援し活性化を図るためには、 補助金額や補助方法の 見直しは困難である。	高齢者の積極的な社会参 加と生きがいづくりのた めに老人クラブ活動の活 性化を図っていく必要が あり、エイジフレンド リーシティ構想に合致し た事業の見直しを行うこ と。

平成23年度事務事業評価(福祉保健部) 前年度「現状通り継続」以外

NO	部局	担当課所室	事務事業名	事業概要等	H22予算額 (千円)	22年度最終 評価結果	22年度事務事業評価 での指摘事項	22年度指摘事項 に対する対応	23年度指示事項
7	福祉保健部	障がい福祉課	障害者交通費補助事業	身体・知的障がい児（者）の社会参加促進のため、バス運賃を無料化する。また、在宅重度身体障がい者の通院時タクシ一代の一部を助成する。	113,284	執行方法の見直し	・交通費補助を行う関係課所と交通政策担当が協議し、バス事業者に対する全庁的な対応を取りまとめること。 ・直近一ヶ月の実績調査を基に推計するなど、実績に沿った補助制度への見直しを検討すること。	今年度実施する障がい児者地域生活実態調査において、バスの利用状況等を調査のうえ、今後の見直し作業に反映していく。	24年度予算要求に向け、実態調査を進め、調査結果及びそれに基づく方針を示すこと。
8	福祉保健部	福祉総務課	老人福祉センター管理費	老人福祉センターに係る維持管理経費および管理運営経費。	50,248	執行方法の見直し	施設が隣接している保健所、サンライフ秋田、老人福祉センターについて、関係部局で協議を行い、一括委託に向けた検討を行うこと（保健所、商工部にも同様の指摘事項を付す）。	—	委託契約の一括化については、当初想定していた警備業務の一括契約が不可能との見解が示されており、一括化できる委託費が限定されるためメリットが薄いこと、指定管理者の契約期間がそれ異なるため、契約の見直し可能な時期が一致しないことにより見直しが困難であるという理由から、一括化を見送るのが妥当とする。（福祉保健部、保健所、商工部共通指示事項）
9	福祉保健部	介護・高齢福祉課	いきいき長寿祝い事業	人生の区切りとなる節目の年に敬老の意を表すため、祝い品を贈り長寿を祝福し、また、市民の敬老思想の高揚を図る。	14,919	執行方法の見直し	高齢者施策については、個人給付的なサービスを見直し、エイジフレンドリーシティを実現するための代替案を検討すること。	23年度から米寿（88歳）への贈呈廃止。	—

平成23年度事務事業評価(福祉保健部) 前年度「現状通り継続」以外

NO	部局	担当課所室	事務事業名	事業概要等	H22予算額 (千円)	22年度最終 評価結果	22年度事務事業評価 での指摘事項	22年度指摘事項 に対する対応	23年度指示事項
10	福祉保健部	障がい福祉課	福祉ホーム運営費補助事業	障害者自立支援法第77条第3項に基づき、居住を求めている障がい者に、低額な料金で居所その他の設備を提供する福祉ホームに対し、事業費を補助する。	274	縮小	【22年度事務事業評価で部局が自ら提起した改革・改善案】精神障がい者を受け入れる福祉ホームは減少しているものの、このサービスを利用する精神障がい者のためには、制度的にも現状を維持することが必要である。	精神障がい者の福祉ホーム「もりび」が22年3月31日で廃止され、以降秋田市の利用者なし。なお、精神の福祉ホーム運営費補助事業は所管替、統合された。	—
11	福祉保健部	福祉総務課 地域福祉推進室	社会福祉総務費各種補助金	社会福祉団体に対して補助することにより、その活動の促進を図る。	380	縮小	市傷痍軍人会への補助は廃止する。市遺族会は、戦没者追悼式等を市が行うこととなったことから、補助対象をバスの借り上げに限るなど見直しを図ること。秋田地区保護司会への補助は、内容を精査し、事業費補助とすること	市傷痍軍人会への補助は廃止し、市遺族会および秋田地区保護司会への補助は、内容を精査し、要綱の改正も含め、運営費補助から事業費補助へ変更した。	—
12	福祉保健部	福祉総務課 地域福祉推進室	地域福祉計画推進経費	概ね小学校区単位の市内38地区ごとに地区ワークショップを開催し、地域全体が連携して取り組む態勢の構築を図る。また、市が作成する災害時避難支援プラン全体計画に基づき、一人ひとりの状況に対応した個別計画を地区ごとに順次作成する。	1,828	執行方法の見直し	【22年度事務事業評価で部局が自ら提起した改革・改善案】第2次秋田市地域福祉計画重点事業の取組である「災害時の要援護者の避難支援」について、平成21年度に全体計画を策定した。これに基づき、平成22年度からは、市内38地区のうち3地区をモデル地区として取組を進め、平成23年度からは、残りの35地区的取組を支援していく。	未実施35地区について、「災害時の要援護者の避難支援」の取り組みを促進するため、各地区において、計画的に説明会を開催し、取り組みを支援する。	—